

**令和 8 年度京都府立特別支援学校高等部
職業学科入学希望者募集要項**

令和 7 年 8 月 29 日
京 都 府 教 育 委 員 会

令和 8 年度京都府立城陽支援学校高等部職業学科及び京都府立八幡支援学校高等部職業学科入学希望者（以下「志願者」という。）の募集を次のとおり定める。

1 募集する学校の部科等及び募集定員

別表 1（19 ページ）のとおりとする。

2 通学区域等

別表 2（20 ページ）のとおりとする。

3 志願者の資格

志願者の資格は、次の(1)及び(2)のいずれかにあって、(3)から(6)までのいずれにも該当する者であること。

- (1) 中学部若しくは中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。）を令和 8 年 3 月に卒業予定の者又は令和 7 年 3 月以前に卒業した者
- (2) 高等部職業学科入学に関し、中学校及び特別支援学校中学部を卒業した者と同等以上と認められる次のいずれかに該当する者
 - ア 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者（令和 8 年 3 月 31 日までに修了する見込みの者を含む。）
 - イ 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者（令和 8 年 3 月 31 日までに修了する見込みの者を含む。）
 - ウ その他特別支援学校長が中学校及び特別支援学校中学部を卒業した者と同等以上と認定された者
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ア 保護者（親権を行う者又は未成年後見人若しくは成年後見人をいう。ただし、志願者が成年の場合にあっては本人。以下同じ。）の住所（生活の本拠とするところをいう。以下同じ。）が別表 2 にある通学区域内にある者
 - イ ア以外の者で、特別事情具申手続（71 ページ）により、京都府教育委員会教育長の許可を受けた者
- (4) 学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 に規定する程度の知的障害者であり、療育手帳を有するなど特別な支援を必要とする者
- (5) 公共交通機関を利用して、通学可能な者（ただし、特別支援学校長がその他の手段で通学することを認めた者を含む。）
- (6) 企業就労を目指す意欲を有する者

4 出願の要領

- (1) 第3志望まで志願できる。

なお、志願方法については記入例を参照のこと。（P61～）

- (2) 提出書類

書類名	提出部数	作成者
入学願書（高等部職業学科）（様式3の1）	1通	志願者・保護者
入学願書（高等部職業学科）（様式3の2）	1通	中学校長、特別支援学校長、施設長、 市町（組合）教育委員会教育長
受検票（様式3の3） 受検票及び写真票の様式に所要事項を記入し、所定の大きさの写真を貼付すること。	1通	志願者・保護者
京都府立特別支援学校高等部入学希望者調査書（職業学科）（様式3の4）	1通	保護者
＜特別な支援を必要とすることを証明する書類＞ ※1か2のどちらかを提出すること 1 療育手帳又は医師が作成する診断書 卒業予定の者については、どちらかの写しを提出すること。なお、卒業した者については、療育手帳の写しを必ず提出すること。 2 療育手帳取得に係る確認書（高等部職業学科）（様式3の8） 現在、療育手帳を所有していない、かつ、医師が作成する診断書を所持していない場合に提出すること。なお、療育手帳の取得申請中、もしくはこれから取得しようとする意思を確認する書類として提出すること。	1通	保護者
報告書（様式3の5、様式3の6及び様式3の7） 志願者の教育課程に応じて選択し、使用すること。	1通	中学校長及び 特別支援学校長
令和8年度高等部入学願書の提出について（様式4の2）	原本1部 写し3部	市町（組合）教育委員会 備考3
令和8年度高等部入学願書の提出について（様式4の3）	原本1部 写し1部	特別支援学校長 備考4

- 備考 1 特別事情具申手続（71ページ）に規定する許可申請手続を行い、受理書又は許可書の交付を受けた者は、それを入学願書（高等部職業学科）（様式3の1）に添付すること。
- 2 第2志望及び第3志望において高等部普通科を志望する者は、返信用封筒（長形3号封筒）を添付する。その際、志願者及び保護者の住所及び氏名を記入し、110円切手を貼ること。
- 3 写し3部の内訳は、教育局用1部、特別支援教育課用1部、市町（組合）教育委員会用1部とする。
- 4 写し1部の内訳は、特別支援教育課用1部とする。

- (3) 書類の提出期限
令和8年1月9日（金）

(4) 提出先

ア 保護者は在籍する、又は在籍していた中学校長を通じて住所の存する市町（組合）教育委員会に提出すること。

イ アに関わらず、次の（ア）又は（イ）に該当する場合にあっては、保護者は現在在籍する学校長を通じて第1志望の志願先の特別支援学校に提出すること。

（ア）特別支援学校（京都府立以外のものを含む。）中学部に在籍する者が高等部に入学を希望する場合

（イ）通学区域外に住所がある者が入学を希望する場合

ウ 市町（組合）教育委員会から特別支援学校への提出については別途通知する。

エ 上記（ア）の場合の特別支援学校への提出については別途通知する。また、提出の際には様式4の3を添付の上、志願先の特別支援学校に提出すること。

(5) 特別支援学校長の処理

特別支援学校長は、提出された書類を審査の上受け付け、受検票（様式3の3）に所要事項を記入し、契印の上、切り離して志願者が中学校に在籍している場合は中学校長へ、志願者が中学校及び特別支援学校中学部を卒業している場合は、志願者本人へ送付するものとする。

なお、事務手続に係る詳細については、特別支援学校長へ別途通知する。

(6) 入学願書について

ア 住所及び氏名の記入については、住民基本台帳等のとおりを基本とし、楷書で正確に記入すること。

なお、志願者と保護者の住所が同じ場合は保護者の住所欄に「志願者に同じ」と記入すること。

中学校及び特別支援学校中学部で確認する場合においては、指導要録によるものとする。なお、志願者、保護者の氏名、住所の字体について指導要録と相違する以下のような場合についても受理する。

(ア) 志願者、保護者の氏名、住所の字体について住民基本台帳等及び指導要録と相違するが、同一の氏名、地名であることが確認できる場合

例 「崎」と「寄」、「斉」と「斎」や「齊」、「吉」と「吉」

(イ) 志願者、保護者の住所の表記が簡略化されている場合

例 「〇〇マンション△△号室」と「〇〇マンション△△」、「〇〇番地の△」
と「〇〇-△」や「〇〇の△」、「府営住宅〇〇団地」と「〇〇団地」

イ 外国人で通名の使用を希望する者（住民基本台帳に通名が記載されている場合に限る。）は、志願者の作成する願書等について通名のみを記入しても差し支えない。（ただし、中学校及び特別支援学校中学部作成の資料については、「本名（通名）」のように「本名」と「通名」を併記すること。）

なお上記以外の場合で、中学校長が特に教育上配慮が必要な場合に限り、志願者の作成する願書等について通名のみを記入しても差し支えない。（ただし、中学校作成資料については、「本名（通名）」のように「本名」と「通名」を併記するこ

と。また、中学校長の副申書が必要。)

5 入学者の選考

(1) 選考日

令和8年1月29日(木)及び30日(金)

追検査日: 令和8年2月6日(金)

(2) 場 所

第1志望の志願先の特別支援学校

(3) 内 容

総合検査、適性検査、面接(個人)及び報告書をもとに、総合的に判断し、可否を決定する。

(4) その他

ア 各校の職業学科入学選考実施要項参照のこと。また、検査、面接の日時、場所及び方法は、第1志望の志願先の特別支援学校長から保護者に別途通知する。

イ 職業学科の可否結果が合格範囲外である場合、第2又は第3志望欄に記入した特別支援学校高等部普通科より第二次選考の連絡を別途通知する。(願書等の提出は不要。)

ウ やむを得ない理由による欠席者及び途中退場者の取扱い(特別支援学校中学部からの志願者についても同様の取り扱いとする。)

(ア) 欠席者について

検査当日やむを得ない理由によって欠席した者で、欠席した日の当日午後4時までに、追検査願(様式3の9)に診断書等理由を証明する書類を添えて、中学校長を経由して特別支援学校長に届けた者は、追検査(令和8年2月6日(金))を受検することができる。

(イ) 検査会場からの途中退場者について

やむを得ない理由によって途中で受検不可能となり検査会場の外へ出た場合に限って、途中退場した日の当日午後4時までに追検査願(様式3の9)に診断書等理由を証明する書類を添えて、中学校長を経由して特別支援学校長に届けた者について、受検不可能となった検査より後の検査に限って追検査(令和8年2月6日(金))の受検を認めることがある。

(ウ) (ア) 及び (イ) において、午後4時までに届出が間に合わない場合には、中学校長を経由して特別支援学校長に申し出ること。

6 合格者の発表

令和8年2月9日(月)午後1時から午後4時までの間、志願先の特別支援学校において、受付番号で発表するものとする。

また、京都府教育委員会特別支援教育課のホームページにおいても、**同日午後1時から午後4時**までの間、受付番号で発表するものとする。

上記の時間内に合格者に対し、合格校において、合格通知書(様式6)を交付する。

7 京都府立特別支援学校高等部職業学科入学者選考（追検査を含む。）の総合問題（国語及び数学）得点の開示

個人情報保護に関する法律施行規則（令和5年京都府教育委員会規則第3号）第22条第1項の規定により、京都府立特別支援学校高等部職業学科入学者選考（追検査を含む。）の総合問題（国語及び数学）得点の開示を行う。

(1) 開示請求者

原則として、京都府立特別支援学校高等部職業学科入学者選考（追検査を含む。）の総合問題（国語及び数学）受検者本人が行うこと。

(2) 開示の内容

京都府立特別支援学校高等部職業学科入学者選考（追検査を含む。）の総合問題（国語及び数学）における各教科別得点及び合計点

(3) 開示の期間

京都府立特別支援学校高等部職業学科入学者選考の合格発表の日から起算して1ヶ月間

(4) 開示の時間

午前9時から午後4時まで（ただし、合格発表日については、合格発表時から午後4時までとする。）

(5) 開示の場所

京都府立特別支援学校高等部職業学科入学者選考を受検した学校

(6) 開示請求の方法

開示の場所において、受検票及び中学校、高等学校又は特別支援学校の生徒手帳等本人であることの確認ができる書類を提示すること。

(7) その他

電話、はがき等による請求では開示できない。

8 その他

(1) 志願者は、入学を希望する学校で実施される学校説明会、体験学習等に保護者と共に参加すること。（職業学科及びそれ以外の学科を志願する場合は、それぞれの学校及び学科ごとに体験学習への参加及び入学相談（個別進学相談会）を受けること。）

(2) 入学考査料、入学料及び授業料は、徴収しない。

(3) 原則、入学辞退は認めないが、万一、急な転居等によるやむを得ない事情により、入学できない生徒のあることが判明した場合は早急に合格した特別支援学校長に連絡するとともに辞退届を提出すること。